

船員職業安定法

1 . 案内情報

手続名	: 兼業の許可
手続根拠	: 船員職業安定法第38条第1項ただし書
手続対象者	: 船員職業紹介事業を行う者
提出時期	: 兼業を行おうとするとき
提出方法	: 兼業許可申請書を3部作成し、船員職業紹介所の所在地を管轄する地方運輸局へ提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先	: 所在地を管轄する地方運輸局
受け付け時間	: 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 船員職業安定所

3 . 手続情報

審査基準	: なし
標準処理機関	
不服申立方法	